



流山市監査委員告示第2号

令和3年度随時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和4年2月17日

流山市監査委員

菅生

泰久



流山市監査委員

坂巻

儀





第 4 号様式

流 教 公 第 1 6 1 号
令 和 4 年 1 月 1 1 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について (通知)

令和 3 年 9 月 2 日付け、流監第 6 6 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年9月2日・流監第66号		
監査の種別	随時監査（公金管理）		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 公民館	指摘	公金等を手提げ金庫に入れて、所属長の個人貸与のロッカーに施錠し保管していた。公金の取扱いについては、金額の大小に関わらず、耐火金庫等に保管するなど、より厳格な管理をするよう改められたい。また年度末の予算残による対応に限らず、財政担当部署と協議し、対応を検討されたい。	公金等の保管にあたり、デジタルテンキー式業務用耐火金庫を購入し、12月15日より耐火金庫内で保管、管理を始めました。
生涯学習部 公民館	指摘	粗大ごみの処理券の販売にかかる釣銭をクリーンセンターから借り受け保管していた。粗大ごみの処理券の販売は、公民館の通常業務として行われているものであり、出納員としての公金の適正な運用、管理及び責任の観点からも、クリーンセンターから借り受けることはせず、改めて会計課と協議し、公民館として釣銭を用意されたい。	クリーンセンターより借り受けしていた粗大ごみの処理券の販売にかかる釣銭一万円は、9月24日にクリーンセンターに返却し、同日、会計課より新たに同額の釣銭を借り受けました。
生涯学習部 公民館	意見	釣銭不足が発生した際の両替を職員の私費で対応することがあることが判明した。公金等輸送業務委託の両替金配送サービスを利用するなどし、公金が私費と混同しないよう対策を講じられたい。	釣銭の両替が必要と見込まれる時に、事前に市役所内の千葉銀行流山支店流山市役所派出所を利用し、両替を行うこととしました。 両替を行う際の手順については、公民館の公金等適正管理マニュアルの改訂を行い、職員で共有しています。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。